

不動産取得税の申告書等への マイナンバーの記載について



申告書・申請書等については、
マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載が必要です。

- 申告書又は申請書を提出される場合は、不動産を取得された方や申請をされる方のマイナンバーを書類に記載してください。

《マイナンバーの記載が必要となる書類》

- ・ 不動産取得申告書
- ・ 不動産取得税の減額申請書
- ・ 不動産取得税徴収猶予申請書 など

※ 各種様式は、WEB

長崎県 不動産取得税

検索

- マイナンバーを記載した書類を提出する際は、窓口にて本人確認をさせていただきます。

《窓口にて確認させていただく書類》

【本人が提出する場合】

- ・ マイナンバーカード 又は 個人番号付住民票+運転免許証等

※運転免許証等は運転免許証、パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書が必要です。

【代理人が提出する場合】 ①～③のすべて

- ① 委任状(税理士の場合は税務代理権限証書)※裏面を参考に作成してください。
- ② 代理人のマイナンバーカード 又は 運転免許証、パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書
- ③ 取得者本人のマイナンバーカード(写) 又は 個人番号付住民票(写)+運転免許証等(写)

※郵送の場合は、写しを添付してください。